



土砂災害について

こんな変化に注意

身のまわりでこんな現象が起つたら、すぐに近所の人や市役所へ知らせ、安全な場所に避難しましょう。特に大雨が降っているとき、降ったあとは要注意です。

● がけ崩れ(斜面崩壊) 急な斜面が崩れる

がけ崩れの前ぶれ



がけから小石がパラパラ落ちてくる。



樹木がゆれたり、かたむいたりする。



斜面から水がわき出る。



斜面にひび割れができる。
避難所への移動が困難な時は、がけから離れた部屋や2階などに避難しよう。

● 土石流 山から崩れた土や石が水といっしょになって、ものすごい勢いで流れ下ってくる

土石流の前ぶれ



川や沢の中でゴロゴロという音がしたり、火花が見えたりする。



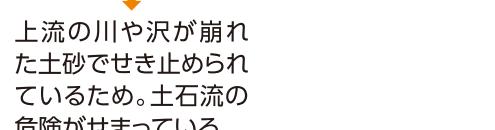
川や沢の流れがにぎり、生の木が流れてくる。



山鳴りがする、異常においがする、地鳴りがする。



雨がふり続いているのに川や沢の水が減る。



上流の山が崩れて、土砂や木が川や沢を流れているため。
上流で山が崩れているため。

● 地すべり やや傾斜のゆるい斜面が、広い範囲にわたってかたまりのまま動く

地すべりの前ぶれ



池の水がにごったり、減ったりする。



山の樹木がザワザワとさわぐ。木の裂ける音や木の根が切れる音がする。地鳴りや山鳴りがする。



わき水がふえる。



地面にひび割れや段差ができる。

!ここにあげたのは前兆現象の一例です。このほかにも「いつもと何か違う」と感じたら、市役所、近所の人に知らせて安全な場所に避難してください。

警戒区域の種類

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害のおそれがある区域

警戒避難体制の整備

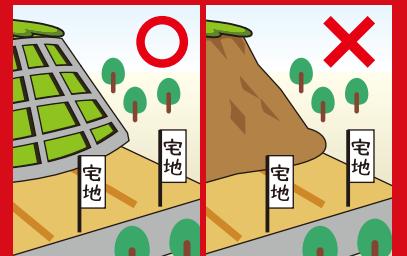
土砂災害から生命及び身体を守るために、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。



土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域

特定の開発行為に対する許可制



住宅宅地分譲や災害時要支援者関連施設の建築のための開発行為は、基準に添ったものに限って許可されます。

【都道府県】

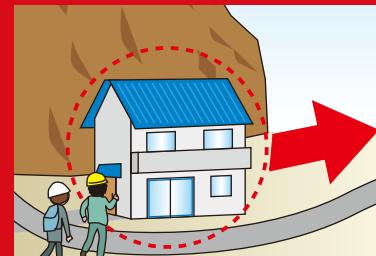
建築物の構造規制



居室を有する建築物は、作用する想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。

【建築主事を置く地方公共団体等】

建築物の移転勧告



土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。

【都道府県】

*土砂災害防止法に基づき指定する区域の詳細については、大阪府にお問い合わせください。

避難のポイント

1. 土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所から、できるだけ早く外に出る
2. 周囲の状況を確認し、できるだけ浸水していない場所を歩く
3. 土石流は、土砂の流れる方向に対してできるだけ直角に避難する
4. 屋外への避難が困難な場合は、建物の斜面とは反対側の2階以上の部屋へ移動する
5. 深夜など、外が暗くて避難することが危険な場合は、無理な避難をしない